

信州ブランドパートナー制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、信州ブランドの発信に県と共に取り組む「信州ブランドパートナー制度」に関して、必要な事項を定めるものとする。

（制度の趣旨）

第2条 本制度は、長野県の価値や信州ブランドが目指す未来の実現に向け、企業等とともに、自然と調和した暮らしや働き方、そして一人ひとりのしあわせ（Well-being）の向上を目指しながら、信州ブランドを自身のビジネスに活かし、価値の向上に努め、長野県とパートナーが持続的に互いを高め合う関係性を目指す。

（定義）

第3条 この要綱において、しあわせ信州ブランドパートナー（以下、「パートナー」という。）とは、「しあわせ信州」ブランドに共感し、5つのコアバリューの中から自らが取り組むものを選んで宣言したうえで、信州ブランドを自らの事業・活動に活かしながら、県と共にその価値を高めていく事業者・団体・学校等をいう。

（認定の対象）

第4条 パートナーとして認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）長野県内の市町村・広域連合

（2）長野県内に本社、研究所及び工場等の拠点が所在する法人（NPO等を含む。）、団体、学校

（3）前2号に該当しないもののうち、長野県のブランド力向上に寄与する取組を実施しているもの

2 前項に該当する者のうち、次のすべての要件を満たす者を認定の対象とする。

（1）法人にあつては「都道府県税」及び「消費税及び地方消費税」を、個人にあつては「都道府県税」、「消費税及び地方消費税」及び「個人住民税（個人の市町村・県民税）」を滞納していないこと。

（2）営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これを得ていること。

（3）構成員が長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

(4) 3年以内に重大な法令違反がないこと。

3 次に掲げる者については、事務局は前2項に加え、次の要件を付すことができる。

個人及び任意団体にあつては、1年以上事業を継続していること。

(認定の申請)

第5条 パートナー認定を希望する者は、知事が指定するオンライン申請フォームにより申請するものとする。

2 知事は、前項の申請が第4条の要件を満たすと認めるときは、当該申請者をパートナーとして認定するとともに、認定証を交付する。

3 知事は、前項の認定をしたときは、パートナーの名称等を「しあわせ信州ブランドサイト」において公表するものとする。

(認定の期間)

第6条 パートナーの認定期間は、認定の日から、認定の日の属する年度の翌々年度の末日（3月31日）までとする。

※都合により認定期間満了日前に本制度が終了する可能性がある。

(パートナーの取組内容)

第7条 パートナーは、次に掲げる取組を積極的に行うものとする。

(1) 信州ブランドの理念に沿った事業活動を通じて、ブランド価値の向上に寄与すること。

(2) 知事が交付する認定証及び統一ロゴを見やすい場所に掲示し、パートナーであることのPRを行うこと。

2 前項の取組を行うに当たっては、次の各号に該当しないようにするものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること。

(2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの。

(3) 専ら特定の企業等の利益誘導を伴うもの。

(認定内容の変更及び辞退)

第8条 パートナーは、その名称、所在地その他認定を受けた内容に変更が生じたときは、知事が指定する方法により、変更を知事に届け出るものとする。

2 パートナーは、事業内容等の状況の変化に応じて宣言の内容を事業の実態に即したものと
するため、宣言したコアバリューを変更し、又は追加しようとするときは、前項と同様の方
法により知事に届け出ることができる。知事は、その内容を確認のうえ、変更又は追加を受
け付けるものとする。

3 パートナーは、認定の辞退をしようとするときは、知事に申し出るものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、パートナーが要件を満たさなくなった場合や信用を失墜する行為を行うな
ど、パートナーとして適当でないと判断した場合は、認定を取り消すことができる。

(事務の所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、産業労働部営業局において所掌する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、信州ブランドパートナー制度の実施について必要な事
項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年9月11日から施行する。